

## 令和8年度西播磨ビジコン・ビジマッチ事業 審査会設置要綱

### (目的)

第1条 西播磨ビジコン・ビジマッチ事業を実施するにあたり企画提案コンペにより適した事業者を選定するため、令和8年度西播磨ビジコン・ビジマッチ事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案コンペの審査に関すること。
- (2) その他企画提案コンペに関して必要なこと。

### (組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員長及び創業、スタートアップまたは西播磨管内の状況について見識の高い委員5名以上で構成する。

### (委員長)

第4条 審査会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、西播磨ビジコン・ビジマッチ実行委員会委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (審査)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 審査事項について、急施を要するため委員長において審査会を招集する暇がないと認めるときなどに、持回りにより審査をすることができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、西播磨ビジコン・ビジマッチ実行委員会事務局（西播磨県民局県民躍動室地域振興課）において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

令和8年度西播磨ビジコン・ビジマッチ事業審査会

役職	所属名及び職名	氏名
委員長	西播磨県民局県民躍動室長	浪花 正典
委員	赤穂商工会議所事務局次長兼中小企業相談所長	真殿 秀紀
委員	兵庫県産業労働部新産業課副課長	井上 真由美
委員	西播磨県民局総務企画室長	衣笠 佳幸
委員	西播磨県民局県民躍動室環境参事	津田 稔

※令和8年4月1日付人事異動で一部変更予定